



# 宮 崎 県 公 報

令和 4 年 3 月 14 日 (月曜日) 号外 第 9 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例…………… (総合政策課) 1	○宮崎県文化振興条例…………… (みやざき文化振興課) 2
	○宮崎県人権尊重の社会づくり条例…………… (人権同和対策課) 4
	○宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境管理課) 6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例 (条例第1号)

##### 1 改正の理由及び主な内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した利子補給事業及び信用保証料補助事業を行うため、基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 宮崎県文化振興条例 (条例第2号)

##### 1 制定の理由及び主な内容

文化の振興等に関し、基本理念及び施策の推進の基本となる事項等を定めることにより、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、条例を制定することとしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 宮崎県人権尊重の社会づくり条例 (条例第3号)

##### 1 制定の理由及び主な内容

人権尊重の社会づくりに関し、基本理念及び施策の推進の基本となる事項等を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を図るため、条例を制定することとしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

#### ◎ 宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例 (条例第4号)

##### 1 改正の理由及び主な内容

電気事業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例（令和 3 年宮崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>令和 9 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県文化振興条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 2 号

宮崎県文化振興条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 文化の振興等に関する基本施策

第 1 節 文化の振興（第 10 条－第 13 条）

第 2 節 文化を実感できる環境づくり（第 14 条－第 17 条）

第 3 節 文化を支え、育む人づくり（第 18 条－第 23 条）

第 4 節 文化を活用した地域づくり（第 24 条－第 26 条）

附則

かつて日向国と称された宮崎県は、<sup>きん</sup>燦々と太陽が降り注ぐとともに、秀麗で緑深き九州山地や霧島連山を源とする清らかなせせらぎが山里を流れ下り、やがて大きな河となって大地を潤し、黒潮寄せる雄大な日向灘に注いでいる。

これらの豊かな自然や温暖な気候風土の中で、先人たちは、互いに助け合い、祈りと感謝を捧げながら、狩猟や焼畑農耕、稲作、漁労などの生業、伝統工芸や多彩な食文化を生み出してきた。

また、古事記や日本書紀において日本発祥にまつわる日向神話の舞台として描かれている本県には、数多くの神話や伝承とともに、神楽をはじめとする多様な民俗芸能や祭り、古墳や歴史的町並みが今も暮らしの中に息づいており、これらを背景として、文学や音楽、美術などの芸術の分野においても、県内各地で様々な活動が展開されている。

こうした文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産であり、年齢や障がいの有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に触れ親しむことができる地域社会を目指していく必要がある。

人口減少の進行などにより社会環境が大きく変化する中、私たちは、今改めて文化の固有の意義と価値や文化の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、先人たちから受け継いできた文化を次の世代へ継承し、及び発展させるとともに、新たな文化を創造し、もって県民一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる活力ある宮崎県づくりにつなげていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下に、その自主性が尊重されなければならない。

2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の振興等に当たっては、県民がその年齢、障がいの有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう考慮されなければならない。

4 文化の振興等に当たっては、文化に対する県民の関心及び理解を深めつつ、文化の多様性が尊重されるよう考慮されなければならない。

5 文化の振興等に当たっては、本県の自然、風土及び歴史に培われてきた特色ある文化を県民が郷土への誇りと愛着を持って将来に継承できるよう考慮されなければならない。

6 文化の振興等に当たっては、本県の文化の魅力が国内外に広く発信されるとともに、文化を通じた人々の活発な交流の推進が図られる

よう考慮されなければならない。

7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（以下これらを「子ども」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されなければならない。

8 文化の振興等に当たっては、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化の振興等に当たっては、県民、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村及び県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化の振興等に関する施策を効果的に推進するものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、文化についての関心及び理解を深め、文化に親しむこと等を通じて、文化の振興等に貢献するよう努めるものとする。

（文化団体等の役割）

第5条 文化団体等は、基本理念を理解し、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第6条 教育機関は、基本理念のっとり、子どもの感性及び創造性を育むことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第8条 県は、市町村が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、当該施策に関する情報提供その他の必要な協力を行うものとする。

（施策の総合的かつ計画的な推進等）

第9条 県は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）文化の振興等に関する施策を推進するための基本的な方針

（2）前号に掲げるもののほか、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 文化の振興等に関する基本施策

### 第1節 文化の振興

（芸術及び芸能の振興）

第10条 県は、文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（次条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（伝統芸能等の継承及び発展）

第11条 県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）並びに祭り、年中行事、神話、伝承その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生活文化の振興及び国民娯楽の普及）

第12条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化、方言その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化財等の保存及び活用並びに景観等の保全及び活用）

第13条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の適切な保存及び活用が図られるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、地域の歴史的又は文化的な景観等を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 文化を実感できる環境づくり

（文化に対する理解の醸成等）

第14条 県は、県民の文化に対する興味及び関心を広げ、並びに理解及び共感を深められるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第15条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化施設等の充実及び活用の促進）

第16条 県は、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化施設をはじめとする県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとする。

（事業者による文化活動等の促進）

第17条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動への参画又は支援の促進に努めるものとする。

第3節 文化を支え、育む人づくり

（郷土に対する誇りと愛着の醸成）

第18条 県は、県民が文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子どもの感性等の育成）

第19条 県は、子どもの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもが文化に触れる機会の提供、子どもによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障がいのある人の文化活動の充実）

第20条 県は、文化が障がいのある人の個性と能力の発揮及び共生社会の実現に資する多様な機能を有することに鑑み、障がいのある人の文化活動が幅広く行われるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（高齢者の文化活動の充実）

第21条 県は、文化が高齢者の生きがいづくりにつながるるとともに、豊富な知識及び経験を有する高齢者が文化の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化活動の充実が図られるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化の担い手の育成及び確保）

第22条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動の指導を行う者、文化活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者、文化に関する中間支援を行うものその他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第23条 県は、県民が自主的かつ主体的な文化活動を通じて文化の振興等に積極的に取り組む機運が醸成されるよう、文化の振興等に関し顕著な功績があると認められるものを顕彰するよう努めるものとする。

第4節 文化を活用した地域づくり

（文化を生かした地域の活性化）

第24条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を活用したまちづくり及び地域活力の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化を生かした産業の活性化）

第25条 県は、文化が観光その他の産業の活性化に資するよう、文化と産業の相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化による交流の推進）

第26条 県は、文化に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

令和4年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県条例第3号

#### 宮崎県人権尊重の社会づくり条例

世界人権宣言においては「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人類普遍の原理がうたわれており、日本国憲法においては基本的人権の尊重と法の下での平等の原則が定められている。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、性的指向・性自認を理由とする人権問題等が存在しており、さらに、新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷、インターネットによる人権侵害等、社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じている。

こうした様々な人権問題を解決するため、私たちは、ふるさとの豊かな自然と温暖な気候に育まれた思いやりと温もりのある県民性を生かし、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していく必要がある。

ここに、私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての人の人権が尊重される社会づくり（以下「人権尊重の社会づくり」という。）に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに国、県、市町村等の連携協力関係を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重の社会づくりの推進は、日本国憲法の定めた基本的人権の尊重の理念及び法の下での平等の原則の下に、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての人が自己決定に基づき個性と能力を発揮して自己実現を図ることのできる社会の実現に寄与すること。
- (2) 全ての人が人権意識の高揚に努めることであらゆる差別の解消に取り組む社会の実現に寄与すること。
- (3) 全ての人がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観及び生き方を認め合う社会の実現に寄与すること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、県行政のあらゆる分野において人権を尊重し、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権施策の推進に当たっては、人権問題に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について、毎年度、公表するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民は、基本理念のっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場（以下「社会のあらゆる場」という。）において、人権意識の高揚に努め、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、人権意識の高揚に努め、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとする。

3 県民及び事業者は、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(不当な差別的取扱い等の防止)

第5条 県、県民及び事業者は、社会のあらゆる場において、相互に協力しながら、基本的人権の尊重の理念に照らし不合理な理由による、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の人権を侵害する行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下「不当な差別的取扱い等」という。）の防止に取り組むものとする。

2 県は、不当な差別的取扱い等の防止を図るため、国、市町村等と連携しながら、次条及び第7条に定める人権施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人権教育及び人権啓発)

第6条 県は、県民が、社会のあらゆる場において、それぞれの発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育等」という。）を行うものとする。

2 県は、人権教育等の実施に当たっては、県民に対する多様な機会の提供、効果的な手法の採用、県民の自主性の尊重及び実施主体の中立性の確保を旨として行うものとする。

(相談支援体制)

第7条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援

2 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第8条 県は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (2) 相談支援体制の整備に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

- 3 県は、人権施策基本方針を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見が適切に反映されるように必要な措置を講ずるものとする。  
 4 県は、人権施策基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識調査）

第9条 県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。

- 2 県は、人権施策の効果的な実施に資するため、人権に関する県民意識調査を行い、様々な人権問題に関する県民意識の変化を把握するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第4号

宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例

宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
項	事業の種類	項	事業の種類
[略]		[略]	
5	電気事業法（昭和39年法律第 170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業	5	電気事業法（昭和39年法律第 170号）第38条第2項に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
[略]		[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。